

農地耕作条件改善事業における機構集積協力金「農地整備・集約協力金」の活用

- 基盤整備が進んだ地域には、**未整備な農地**が存在している場合もあり、これらの農地は、例えば、高齢化等により農業者がリタイアした場合には、**未整備**であることから、**担い手が引き受けられず**、結果として、耕作放棄地となつて、鳥獣被害の発生源となる等、**周辺の担い手の経営環境にも負の影響を及ぼす**おそれが高い。
- 一方で、そのような**未整備農地**は、**周辺の担い手に集約しやすい立地条件**にあることから、この農地を対象に**基盤整備**を行い、**担い手に集約すること**で、**地域の農業生産性は一層向上**する。
- そこで、このような農地を対象とした**基盤整備と担い手への農地の集約を促進**するため、平成31年度予算において、**機構集積協力金交付事業**において、**農地耕作条件改善事業における農業者の費用負担の軽減に充当する**ための「**農地整備・集約協力金**」を創設した。農地耕作条件改善事業において、**本協力金を活用**することで、**担い手への農地集約率**に応じて、**最大で農業者の負担なく基盤整備を実施**することが可能。

【協力金の交付対象事業】

農地耕作条件改善事業のうち交付要件を満たす地区

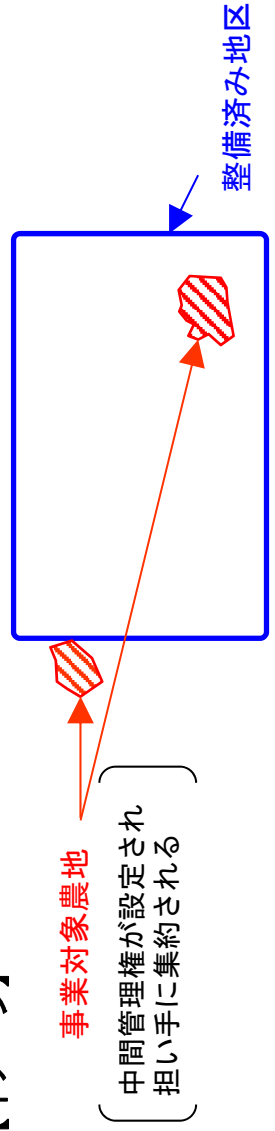
事業実施主体：都道府県、市町村、農地中間管理機構、土地改良区等

※ 下線部は、R2年度拡充内容

【協力金の主な交付要件】

1. 農地耕作条件改善事業の事業対象農地は、**基盤整備済み地区に内在または隣接**しているものであって、**地域内で合計10ha（中山間：5ha）未満**であること
2. 対象農地のすべてについて、**目標年度までに担い手に集積され**、かつ**農地中間管理権が協力金の申請日から15年以上設定**されていること
3. 対象農地を含む地域において、**農地を次世代につなぐための「次世代農業発展計画」**が都道府県によって策定されていて、かつ**人・農地プランの見直し（実質化）**を行うこと

【イメージ】



【農地整備・集約協力金】

目標年度における担い手の**農地集約率**（事業対象農地に占める、担い手に集約した面積）に応じて、農業者の**事業費負担の軽減**を目的として交付する。

○担い手の農地集約率
= $\frac{\text{担い手に集約した事業対象農地面積}}{\text{事業対象農地面積}}$

目標年度における担い手の農地集約率	交付率 (整備費に対する割合)
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

※機構集積協力金交付事業において措置
※平成35年度までの時限措置

<対策のポイント>

農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要なたきめ細やかな機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援します。

<政策目標>

- 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 約5割以上 [令和2年度まで]
- ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合 10割 [令和2年度まで]

<事業の内容>

1. きめ細やかな長寿命化対策

- 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲートの自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水柱の導入などによる水管理・維持管理の省力化を支援します。
- ハード対策を行うための、機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- 災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置、ため池の統廃合等、防災減災に資する対策を支援します (ため池に設置する観測機器の設置は令和2年度まで定額、ため池の統廃合は定額)。
- ハード対策を行うための、耐震性点検・調査等を支援します。
- 浄化槽法の改正を踏まえ、特定既存単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水へ接続する場合、当該単独処理浄化槽の転換に必要な経費を支援します (令和4年度まで)。

3. ため池の保全・避難対策

- ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、都道府県等を単位として行うパトロールなど監視・保全管理に資する活動等を支援します (令和2年度まで定額)。

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、工事期間3年 (ため池の場合は5年以内) 以内 等

<事業の流れ>



※事業実施年度での採択申請が可能 (複数回受付)

※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

きめ細やかな長寿命化対策



漏水防止のための整備



自動給水柱の導入



老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の統廃合

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
 農村振興局防災課 (03-6744-2210)
 農村振興局地域整備課 (03-6744-2209)

農家負担金軽減支援対策事業

【令和2年度予算概算決定額 1,939 (4,044) 百万円】

<対策のポイント>

土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農用地の利用集積等を促進します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]

<事業の内容>

1. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

- 担い手農地利用集積率の一定以上の増加が確実と見込まれる土地改良区等に対して、農家負担金の5/6を限度に無利子貸付を行います。

2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

- 一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成します。

3. 農地有効利用推進支援事業

- 担い手への農地利用集積率が向上することが見込まれる地区に対して、以下の支援を行います。

① 農家負担金の償還利子相当額の5/6を限度に土地改良区等に対して助成

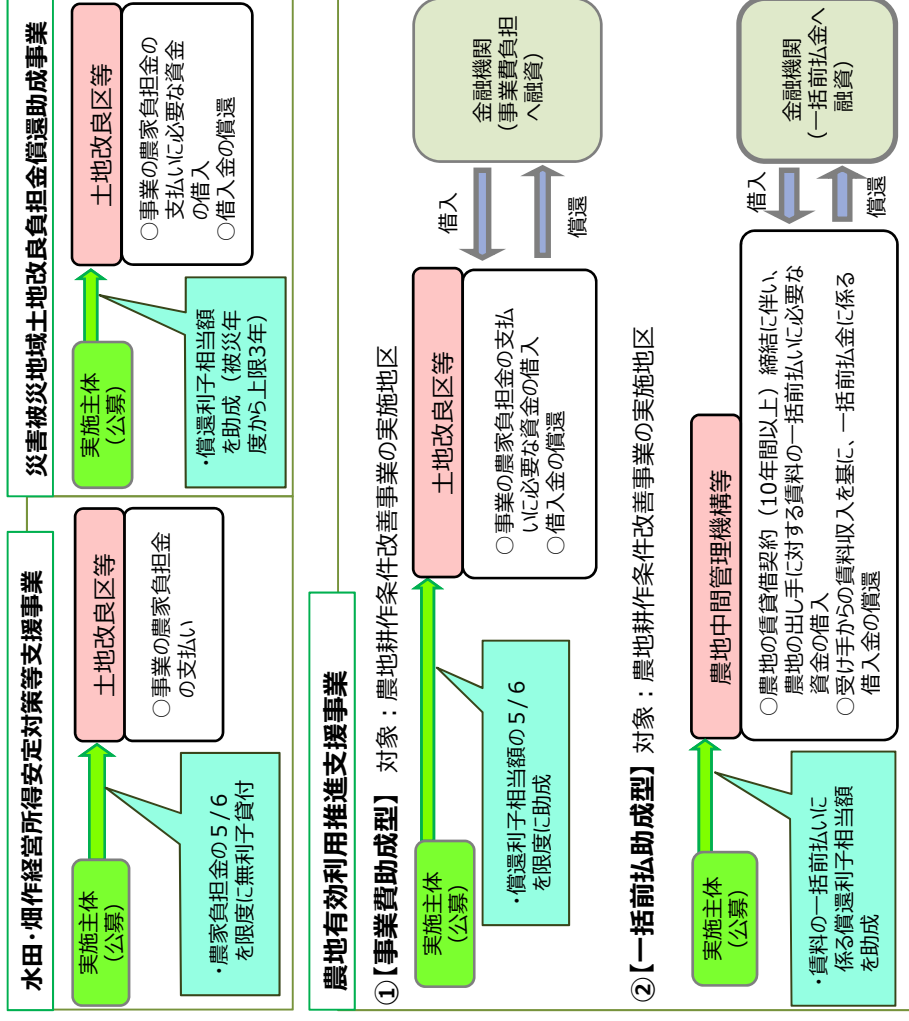
します。

- ② 農地の長期間の賃貸借契約締結に伴い、土地改良事業償還金等債務のある農地の出し手に対する賃料の一括前払いに必要な借入金にかかる償還利子相当額を農地中間管理機構等に対して助成します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



日本型直接支払

【令和2年度予算概算決定額 77,203 (77,194*) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援**します。

＜政策目標＞

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取り組みの着実な推進

＜事業の全体像＞

○ **農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。**

○ **このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようすもに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。**

多面的機能支払 48,652 (48,652) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想的策定 等

支援対象



農地法面の草刈り

水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- 施設の長寿命化のための活動 等

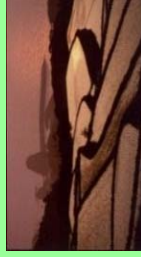


水路のひび割れ補修

植栽活動

中山間地域等直接支払 26,100 (26,091*) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

* 令和元年度予算は中山間地農業ルネサンス推進事業分(252百万円)を除いた額

環境保全型農業直接支払 2,451 (2,451) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

多面的機能支払交付金

【令和2年度予算概算決定額 48,652 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<政策目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上 [令和2年度まで]
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合を5割以上に向上 [令和2年度まで]

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価	都府県			北海道		
	①農地維持支払 (共同)※1	②資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	③農地維持支払 (共同)※1	④資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	⑤資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	⑥資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	2,300	1,920	3,400	3,400
畑	2,000	1,440	1,000	480	600	600
草地	250	240	130	120	400	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

- 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り

水路の泥上げ

農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

植栽活動

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び⑥は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観念から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目	都府県			北海道		
	田	畑	草地	田	畑	草地
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	400	240	40	400	240	40
農村協働力の深化に向けた活動への支援	400	240	40	400	240	40
小規模集落支援	1,000	600	80	1,000	600	80

【加算措置】

多面的機能の増進を図る活動を新たに1つ以上増加させる場合等
(加算対象活動に「やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」を追加)
※「防災・減災力の強化」の中で「災害時における応急体制の整備」も対応可
上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合
既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援

※ 下線部は拡充内容 [お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

中山間地域等直接支払交付金

【令和2年度予算概算決定額 26,100 (26,091*) 百万円】

<対策のポイント>

農業生産条件の不利益を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援するとともに、**第5期対策（令和2～6年度）**では、**前向きな取組への支援を強化**します。

<政策目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和2～6年度まで]

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,900 (25,890) 百万円

- 第5期対策では、**対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域（保全を図る棚田等に限る）を追加**、以下の見直しを実施します。

- ① 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、**体制整備単価要件を「集落戦略の作成に一本化**

（「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

- ② 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、**集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充**

- ③ 農業者等が安心して取り組めるよう**交付金返還措置の見直し**

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜
(傾斜：15度)

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 200 (201*) 百万円

- 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】 中山間地域等 **地域振興9法**等指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（**集落戦略の作成**）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算（新設） 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算（継続） 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算（拡充） 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算（新設） 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算（新設） 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

* 令和元年度予算は中山間地域農業レネッサンス推進事業分(252百万円)を除いた額

環境保全型農業直接支払交付金

【令和2年度予算概算決定額 2,451 (2,451) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援**します。第2期対策（令和2年度）から、支援対象取組や取組水準等を一部見直し、環境保全効果の高い取組への重点化を図ります。

<政策目標>

土壌炭素貯留量の増加への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,360 (2,360) 百万円
 - ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
 - ② 支援の対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 国際水準GAPを実施していること ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動等)に取り組むこと
 - エ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 90 (90) 百万円
 - ① 対象者：地方公共団体等
 - ② 支援内容：都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援

<事業の流れ>



支援対象となる取組

▲ 全国共通取組

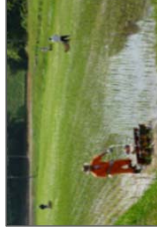
有機農業 国際水準の有機農業を実施していること

※ 有機JAS認証取得を求めるものではありません。

堆肥の施用 カバークロップ リビングマルチ 草生栽培 他

原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止の効果が高い取組

▲ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組



交付単価

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(注)に限り、2,000円を加算。	12,000円
堆肥の施用	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
カバークロップ		4,400円
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		6,000円
草生栽培		5,400円 (3,200円)
		5,000円

(注) 土壌分析を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
不耕起播種		3,000円
長期中干し		800円
秋耕		800円

地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

- ❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。
- ❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

※ 下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

(参考)

令和2年度予算の棚田地域振興法関連事項

○ 令和元年8月に施行された「棚田地域振興法」を踏まえ、農林水産省では令和2年度当初予算において、中山間地域等直接支払の拡充など、以下の優遇措置を実施。

1. 中山間地域等直接支払の拡充

- ①対象地域に「指定棚田地域」を追加
⇒ 現行の8法に、棚田地域振興法に基づく指定棚田地域(保全を図る棚田等に限る)を支援対象地域に追加。
- ②「棚田地域振興活動加算」(1万円/10a)の新設
⇒ 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)に対し、取組目標の設定・達成を要件として10,000円/10aを加算。

2. 中山間地農業ルネッサンス事業の拡充

- ①支援対象地域に「指定棚田地域」を追加
⇒ ルネッサンス事業の対象地域に指定棚田地域を追加し、支援事業の優先採択、優遇措置を講じる。
- ②「指定棚田地域振興活動計画」の認定を地域別農業振興計画の認定とみなす
⇒ 「地域別農業振興計画」の認定を受け代わりに、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域振興活動計画」の認定を受けた場合も対象とする。
- ③棚田の保全・振興に対応した推進事業の拡充
⇒ 棚田地域における体制づくり、アドバイザー派遣、計画策定等の棚田の保全・振興を推進するモデルメニューを追加。

3. 補助率の嵩上げ・要件緩和

⇒ 各事業における補助率嵩上げや要件緩和措置の対象としている条件不利地域に棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」を追加。

優遇措置	対象事業
補助率 嵩上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・農地耕作条件改善事業 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 ・農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)
要件緩和 (面積要件等)	<ul style="list-style-type: none"> ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ) ※稲の育苗施設、米の乾燥調製施設・集出荷貯蔵施設等 ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ) ・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金

4. その他の優遇措置

- ①農山漁村振興交付金(地域活性化対策)の拡充
⇒ 優遇措置(上限助成額について各年度100万円を上乘せ)の対象地域に棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」を追加。
- ②農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の拡充
⇒ 認定棚田地域振興活動計画に基づく活動に対応した事業メニュー(指定棚田地域保全整備)を創設。